

CDS 株式会社派遣事業に関する情報

2026 年 6 月 1 日現在
許可番号：派 23-302546

1. 派遣労働者数			1				(人)	
2. 派遣先数（事業所数）			1				(事業所)	
3. 労働者派遣に関する料金額の平均額			33,636				(円／8時間)	
4. 派遣労働者の賃金額の平均額			19,518				(円／8時間)	
5. マージン率			42.0				(％)	
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	訓練内容	訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給		
		ビジネスマナー、社会人としての心構え	雇入時	OFF-JT	無償	有給		
		専門基礎知識の習得	雇入時	計画的なOJT	無償	有給		
		DTP、動画、CG（ソフト）研修	派遣中、待機中	計画的なOJT	無償	有給		
		3DCAD（ソフト）研修	派遣中、待機中	計画的なOJT	無償	有給		
		部下指導・育成コース研修	派遣中、待機中	計画的なOJT	無償	有給		
		管理者の課題形成力を伸ばす研修	派遣中、待機中	計画的なOJT	無償	有給		
	キャリア・コンサルティング 相談窓口及び連絡先		相談窓口：中日本第1支社（松本オフィス）					
			連絡先： 電話番号 0263-50-4308					
7. 派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否かの別			①労使協定を締結している ・ 協定書の有効期間終期：令和9年3月31日 ②協定労働者の範囲 ・ 編集の業務に従事する社員					

注）当社の派遣社員は全て正社員であるため、派遣に伴う就業条件の一部変更を除き、基本的な労働条件や賃金などの取扱いが社員と同じである（派遣業務要員としての採用は行っていない）。又、派遣業務はお客様の都合により期間を定めて実施するもので、派遣業務終了後は社内復帰（原則として原籍復帰）となる。